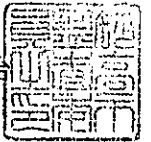


妙高市監査委員告示第5号

妙高市監査委員に関する条例（昭和41年条例第36号）第10条の規定に基づき、監査の結果を次のように公表する。

平成30年10月31日

妙高市監査委員 水野隆治



妙高市監査委員 関根正明



- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者)
- 2 監査の対象 高床山森林公園管理運営協議会、農林課  
指定管理：妙高市高床山森林公園
- 3 監査の範囲 平成28年度、平成29年度  
公の施設の指定管理に関する事務
- 4 監査の実施期間 平成30年7月2日 ～ 平成30年10月30日
- 5 監査の着眼点 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として監査を実施した。
- 6 監査の方法 あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係者からの説明聴取を行なった。
- 7 監査の日程
  - (1) 書類審査 平成30年7月25日～平成30年8月30日
  - (2) 事情聴取 平成30年9月27日

## 8 監査の結果

公の施設の管理に係る指定管理に関する業務は、協定書の内容に沿っておおむね適正に処理されていた。

指定管理の概要は次のとおりである。

### 【妙高市高床山森林公園】

① 指定管理者として指定する期間は平成27年4月1日から平成37年3月31日までである。

② 指定管理に関する主な業務は次のとおりである。

- ・森林公園の利用及びその制限等に関する業務
- ・森林公園の利用料金の徴収等に関する業務
- ・森林公園の管理運営に関する業務
- ・森林公園及び附属設備の維持管理に関する業務
- ・その他市長が必要と認める業務

③ 施設の概要は次のとおりである。

名 称	妙高市高床山森林公園
所 在 地	妙高市大字姫川原字鳥坂山2478番地
施設概要	管理棟1棟、旧管理棟1棟、バンガロー5棟、便所3箇所、野外炉・炊事場4箇所、林間キャンプ場10,000㎡、オートキャンプ場15区画(2,000㎡)、林間広場5,000㎡、軽スポーツ広場4,200㎡、林間歩道3,000m、駐車場4箇所、シャワー室1棟、テニスコート4面、案内看板1式、給水施設1式、作業所(旧レストハウス)1棟、ふれあいの森2,000㎡
設備概要	テント110張、放送設備1式、遊具1式、テニス用具1式、食堂用備品1式